

事 務 連 絡  
令和4年12月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1228 第 2 号  
令和 4 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 379 号）が公布され、令和 5 年 1 月 1 日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 1

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」  
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 76 点
- ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 22点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 1,043点
- (2) 4分の3冠 1,304点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 446点
    - b 複雑なもの 825点
  - ロ 5分の4冠 1,038点
  - ハ 全部金属冠 1,306点
- (2) 小白歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 304点
    - b 複雑なもの 604点
  - ロ 4分の3冠 746点
  - ハ 5分の4冠 746点
  - ニ 全部金属冠 935点

3 銀合金

- (1) 大白歯
  - イ インレー

a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	38 点
ロ	5分の4冠	50 点
ハ	全部金属冠	61 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	28 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	35 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	35 点
ニ	全部金属冠	45 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	746 点
(2)	小白歯	746 点
(3)	大白歯	1,038 点
2	銀合金	
(1)	前歯	35 点
(2)	小白歯	35 点
(3)	大白歯	50 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	446 点
ロ	小白歯・前歯	304 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	22 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,165 点
2	銀合金を用いた場合	98 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠

30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき

2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯

1,504点

ロ 小臼歯

1,133点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯

904点

ロ 小臼歯

1,133点

ハ 大臼歯

1,504点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

62点

ロ 小臼歯

62点

ハ 大臼歯

62点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,352 点
ロ 犬歯・小白歯	1,100 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,100 点
ロ 犬歯・小白歯	844 点
ハ 前歯（切歯）	650 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,202 点
ロ 犬歯・小白歯	940 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	825 点
ロ 犬歯・小白歯	718 点
ハ 前歯（切歯）	666 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	647 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	500 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	333 点
(2) 犬歯・小白歯	359 点
(3) 大白歯	413 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	



キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	825 点
ロ 小臼歯・前歯	604 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	28 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,927 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>76 点</u> ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,043 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,304 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>446 点</u> b 複雑なもの <u>825 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77 点 ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,040 点 (2) 4分の3冠 1,300 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 418 点 b 複雑なもの 774 点

ロ 5分の4冠	<u>1,038点</u>	ロ 5分の4冠	974点
ハ 全部金属冠	<u>1,306点</u>	ハ 全部金属冠	1,225点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>304点</u>	a 単純なもの	285点
b 複雑なもの	<u>604点</u>	b 複雑なもの	566点
ロ 4分の3冠	<u>746点</u>	ロ 4分の3冠	700点
ハ 5分の4冠	<u>746点</u>	ハ 5分の4冠	700点
ニ 全部金属冠	<u>935点</u>	ニ 全部金属冠	877点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>28点</u>	b 複雑なもの	29点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ 全部金属冠	45点	ニ 全部金属冠	45点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>746点</u>	(1) 前歯	700点
(2) 小臼歯	<u>746点</u>	(2) 小臼歯	700点
(3) 大臼歯	<u>1,038点</u>	(3) 大臼歯	974点
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆(1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	

イ 大白歯	446 点	イ 大白歯	418 点
ロ 小白歯・前歯	304 点	ロ 小白歯・前歯	285 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,165 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,092 点
2 銀合金を用いた場合	98 点	2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,504 点	イ 大白歯	1,411 点
ロ 小白歯	1,133 点	ロ 小白歯	1,062 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	904 点	イ 前歯	848 点
ロ 小白歯	1,133 点	ロ 小白歯	1,062 点
ハ 大白歯	1,504 点	ハ 大白歯	1,411 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	62 点	イ 前歯	63 点
ロ 小白歯	62 点	ロ 小白歯	63 点
ハ 大白歯	62 点	ハ 大白歯	63 点
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,352 点	イ 大・小白歯	1,348 点
ロ 犬歯・小白歯	1,100 点	ロ 犬歯・小白歯	1,096 点

(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,100 点</u>	イ 大白歯	1,096 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>844 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	842 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>650 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	648 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,202 点</u>	イ 大・小白歯	1,128 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>940 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	882 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>825 点</u>	イ 大白歯	774 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>718 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	673 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>666 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	624 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>647 点</u>	(1) 双子鉤	645 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>500 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	498 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>333 点</u>	(1) 前歯	312 点
(2) 犬歯・小白歯	<u>359 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	337 点
(3) 大白歯	<u>413 点</u>	(3) 大白歯	387 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と	

<p>の合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大白歯 <u>825 点</u></p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>604 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 <u>28 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,927 点</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>M030 （略）</p>	<p>の合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大白歯 774 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 566 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大白歯 38 点</p> <p>ロ 小白歯・前歯 29 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,808 点</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>M030 （略）</p>
--	--

○厚生労働省告示第三百七十九号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和五年一月一日から適用する。  
 令和四年十二月二十八日  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
I~V (略)				I~V (略)			
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品 名	単 位	材料価格	VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品 名	単 位	材料価格
001 (略)				001 (略)			
002 歯科铸造用14カラット金合金 イソレー用 (JIS適合品)		1g	6,512円	002 歯科铸造用14カラット金合金 イソレー用 (JIS適合品)		1g	6,493円
003 歯科铸造用14カラット金合金 鈎用 (JIS適合品)		1g	6,495円	003 歯科铸造用14カラット金合金 鈎用 (JIS適合品)		1g	6,476円
004 歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)		1g	6,645円	004 歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)		1g	6,626円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)		1g	6,472円	005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)		1g	6,453円
006 歯科铸造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)		1g	3,711円	006 歯科铸造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)		1g	3,481円
007~009 (略)				007~009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)		1g	4,226円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)		1g	4,052円
011 歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)		1g	144円	011 歯科铸造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)		1g	145円
012 歯科铸造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)		1g	177円	012 歯科铸造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)		1g	178円
013~069 (略)				013~069 (略)			
VII~IX (略)				VII~IX (略)			